

久喜市自動体外式除細動器貸出要綱の一部を改正する告示

久喜市自動体外式除細動器貸出要綱（平成22年久喜市告示第140号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

第1条中「市民が参加する各種行事の主催者」を「各種行事を実施する者」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（貸出対象事業）

第2条 AEDの貸出しの対象となる事業（以下「貸出対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすスポーツ大会、イベントその他の行事とする。

（1） 医療従事者（医師、看護師又は救急救命士の資格を有する者をいう。）又は普通救命講習、上級救命講習その他の講習の修了者を配置する行事であること。

（2） AEDを営利目的で使用する行事ではないこと。

（貸出対象者）

第3条 AEDの貸出しを受けることができる者（以下「貸出対象者」という。）は、貸出対象事業を実施し、かつ、市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する団体とする。

第4条の見出し中「及び料金」を削り、同条第1項中「4日」を「7日」に改め、同項ただし書中「貸出期間」を「当該期間」に改め、同条第2項中「貸出期限日」を「貸出期間が終了する日」に改め、同条第3項を削る。

第5条第1項中「AEDの貸出しを受けようとするもの」を「貸出対象者は、AEDの貸出し（以下「貸出し」という。）を受けようとするとき」に、「自動体外式除細動器（AED）借用申請書（様式第1号）を」を「AED借用申請書（様式第1号）に第2条第1号に規定する要件を満たすことが確認できる書類の

写し（以下この項において「確認書類」という。）を添付し、又は当該申請時に確認書類を提示し、市長に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の借用申請書」を「前項に規定する申請書」に改め、「速やかに」を削り、「自動体外式除細動器（AED）貸出決定通知書」を「AED貸出決定通知書」に、「自動体外式除細動器（AED）貸出不承認通知書」を「AED貸出不承認通知書」に、「申請者」を「貸出対象者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「貸出決定通知書」を「前項の規定」に改め、「により」の次に「貸出しの決定の」を加え、「引渡指定日に貸出決定通知書を引渡指定場所」を「引渡しの指定日に当該通知書を引渡しの指定場所」に改め、同項を同条第3項とし、第5項を削る。

第10条を第11条とする。

第9条中「AED」を「市長は、貸し出したAED」に、「対しては、市長は」を「対し、」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「、やむを得ない事由により」を「AEDに係る貸出しの決定後やむを得ない事由により」に、「、貸し出す」を「当該AEDを貸し出す」に、「不能となった場合」を「できなくなったときは」に改め、「、貸出決定通知後であっても」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「市長は、」の次に「借用者が」を加え、「貸出期間中」を「AEDの貸出しの期間内」に、「AED」を「当該AED」に改め、同項第1号中「利用者が」を削り、「虚偽の」の次に「借用の」を加え、同項第2号中「利用者が」を「借用した」に、「申請した」を「借用した」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「AED」を「借用したAED」に改め、同条第2項中「AEDを申請した」を「借用したAEDを借用した」に改め、同条第3項中「AEDを故障、破損、紛失等させたときには」を「借用したAEDが故障若しくは破損し、又は当該AEDを紛失したときは」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項及び第2項を次のように改める。

借受者は、借り受けたAEDを返却しようとするときは、当該AEDにAED返却確認書（様式第4号）を添えて、返却するものとする。

2 借受者は、前項に規定する返却を行う場合であって、貸出対象事業において当該AEDを使用したときはAED使用報告書（様式第5号）を、破損、紛失、故障等があったときはAED破損等報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（費用負担）

第6条 貸出しに係る料金は、無料とする。

2 貸出しの期間中に救命処置に使用したAEDの電極パッドに係る費用は、市の負担とする。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

AED借用申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 団体住所
団体名
代表者氏名
緊急連絡先

AEDを借用したいので、久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

借用期間	年 月 日 () 年 月 日 ()	日間
医療従事者又はAEDの使用に係る講習の修了者(注)	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 救急救命士 <input type="checkbox"/> 普通救命講習、上級救命講習その他の講習の修了者	
借用目的		
利用場所		
参加者数	人	
引渡希望日	年 月 日 () 時頃	
引渡希望場所		
返却予定期時	年 月 日 () 時頃	
※返却日時	年 月 日 () 時 分	

(注) 各区分に該当する者の資格を有することを証する書面又はAEDの使用に係る講習を修了したことを証する書類の提示又は添付をすること。

※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

AED貸出決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のありましたAEDの借用について、貸出しを決定したので、久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

借用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	日間
引渡指定日	年 月 日	
引渡指定場所		
返却予定期時	年 月 日 () 時 分	
返却指定場所		
借用条件		

※引渡指定日に本通知を持参してください。

本通知の提示によりAEDを引き渡します。

様式第3号（第5条関係）

AED貸出不承認通知書

久第号
年月日

様

久喜市長

年月日付けで申請のありましたAEDの借用については、下記の理由により不承認としましたので久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不承認理由

様式第4号（第7条関係）

AED返却確認書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
借受者 氏名
電話

年 月 日付けで貸出しの決定を受けたAEDについて、久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第7条第1項の規定により下記のとおり確認し、返却します。

記

【貸出期間】 年 月 日 ～ 年 月 日

【イベント等概要その他変更の有無】 無 ・ 有
(有の場合、その他変更の内容)

【返却時確認チェックリスト】

- | | | | |
|---------------------------------|------|---|------|
| ○キズの有無 | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ○作動状態（インジケータ確認） | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ○附属品の状況 | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ・電極パッド | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ・レスキューセット | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ・キャリングケース | 異常なし | ・ | 異常あり |
| ○AED使用の有無 | 有 | ・ | 無 |
| (有の場合「AED使用報告書（様式第5号）」を添付すること) | | | |
| ○AED破損等の有無 | 有 | ・ | 無 |
| (有の場合「AED破損等報告書（様式第6号）」を添付すること) | | | |
| ○その他特記事項 | | | |

様式第5号（第7条関係）

AED使用報告書

年　　月　　日

久喜市長　　あて

住所
借受者　氏名
電話

年　　月　　日付けで貸出しの決定を受けたAEDについて、貸出期間中に当該AEDを使用しましたので、久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第7条第2項の規定により、返却にあたり下記のとおり報告します。

記

使用日時	年　月　日（　）　時　分
使用場所	
患者　　者	歳（男性・女性）
使用状況	

※使用状況は、経緯、使用した附属品等を含め詳細に記入してください。

※AEDを使用した場合に「AED返却確認書（様式第4号）」と一緒に提出してください。

様式第6号（第7条関係）

AED破損等報告書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
借受者 氏名
電話

年 月 日付けで貸出しの決定を受けたAEDについて、貸出期間中に（破損・紛失・故障）しましたので、久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱第7条第2項の規定により、返却にあたり下記のとおり報告します。

記

発生日時	年 月 日 () 時 分
破損等の状況	破損・紛失・故障・その他()
破損等物品	本体・電極パッド・レスキューセット・キャッシングケース その他()
状況	

※状況は、経緯を詳細に記入してください。

※AEDの破損等があった場合に「AED返却確認書（様式第4号）」と一緒に提出してください。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の久喜市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱の規定は、この告示の施行の日以降に行うAEDの貸出しから適用し、同日前に行うAEDの貸出しについては、なお従前の例による。